

浜松市公告第 391 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新橋ショッピングセンター
浜松市中央区新橋町398番地

2 変更した事項

大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称	株式会社エンチャー
代表者	代表取締役 遠藤秀男
住所	富士市中央町二丁目12番12号
（変更後）名称	株式会社エンチャー
代表者	代表取締役社長 清家茂
住所	富士市中央町二丁目12番12号

3 変更の年月日

令和8年5月18日

4 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出日

令和 8 年 6 月 18 日